

## 2015年市議会6月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第11号](#) 地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める意見書
- [意見書（案）第12号](#) 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
- [意見書（案）第13号](#) 安全保障法制の慎重審議を求める意見書
- [意見書（案）第14号](#) 雇用の安定を求める意見書
- [意見書（案）第15号](#) 人間らしく働ける労働法制の確立を求める意見書
- [意見書（案）第16号](#) 低所得者の介護保険料軽減の早期充実を求める意見書
- [意見書（案）第17号](#) 集団的自衛権行使関連法案の撤回を求める意見書
- [意見書（案）第18号](#) 農協法改正案の撤回を求める意見書
- [意見書（案）第19号](#) オスプレイ購入及び配備の撤回を求める意見書
- [意見書（案）第20号](#) 福井地方裁判所の仮処分決定に従い高浜原発3号機・4号機の再稼働の中止を求める意見書
- [意見書（案）第21号](#) 地方債の公的資金補償金免除繰上償還制度の措置を求める意見書

## 地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）

【公明提案】

今国会において、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立した。これにより国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けた具体的な改革作業が始まるところであり、国と地方との協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされている。

一方、全国の自治体には、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに、平成 26 年度補正予算で用意された国の交付金を活用し、助成対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした取り組みは、今後、少子高齢化・人口減少への対策として重要性を増していくと考えられ、国としても後押しをすべきものである。

よって、国及び政府においては、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など、地方単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要望する。

### 記

1. 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
2. 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）

【公明提案】

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されている。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととした。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところである。

よって、国及び政府においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法の確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
2. 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
3. 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
4. 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見きわめるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 安全保障法制の慎重審議を求める意見書（案）

【市民ネ提案】

政府は、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ安全保障関連法案を今通常国会に提出した。安倍総理大臣は法案を提出する前から、この国会で法改正を成立させると表明したばかりでなく、自衛隊法、周辺事態法、国際平和協力法（PKO協力法）等、本来はそれぞれ丁寧に審議すべき10本の改正案を一つに束ねて提出し、審議を簡略化しようとしている。

戦後70年間、平和憲法のもと我が国が貫いてきた海外で武力行使を行わないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できない。

集団的自衛権の行使を認める「新三要件」には歯止めがなく、我が国に直接武力攻撃がなくても、自衛隊による海外での武力行使が可能になる。新三要件は、便宜的・意図的であり、立憲主義に反した解釈変更である。政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとする事例は、蓋然性や切迫性に疑義があり、集団的自衛権の必要性は認められない。したがって、専守防衛に徹する観点から、安倍政権が進める集団的自衛権は容認できない。

また、法案には国際平和のために活動する他国軍への後方支援の拡大、現に戦闘行為を行っている現場でない場所での活動の容認など、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。国際平和支援法案では、自衛隊の海外派遣を国会が承認する期限を努力義務としており、国会審議を形骸化させかねない。

政府は、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命、財産、及び我が国の領土、領海を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任を負っており、その責務を果たすためには、この法案に対する慎重な姿勢と議論が必要である。

よって、国及び政府においては、安保法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、今通常国会での改正成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

## 雇用の安定を求める意見書（案）

【市民ネ提案】

働くことは生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段である。また、同時に国民の権利であり、雇いを安定させることは、国の重大な責務である。それにもかかわらず、政府は労働法制を改悪し、雇いを不安定化させようとしている。

政府は、2014年に二度にわたって廃案になった労働者派遣法改正案の成立を今の通常国会で強行しようとしている。同法案は、派遣労働者の待遇改善に結びつく実効性のある措置を盛り込まないまま、派遣労働者の受け入れ期間の制限を事実上撤廃するものであるため、正社員が減少し、不安定な雇用で低賃金の派遣労働者が拡大することが危惧される。

また、政府は「残業代ゼロ法案」（労働基準法改正案）によって、労働時間の基本的保護をなくし、過重な長時間労働を合法的に課す「高度プロフェッショナル制度」の導入、事実上の残業代ゼロ、長時間労働の原因となりかねない裁量労働制の拡大を目指している。これは、今年の国会において全会一致で成立した過労死等防止対策推進法をほごにする「過労死促進法」と言っても過言ではない。今目指すべきは残業代をゼロにすることではなく、本人や家族のみならず社会にとっても大きな損失である過労死をゼロにすることである。

さらに、政府が目指す解雇の金銭解決制度が導入されれば、裁判で不当な解雇と判断され、労働者が職場復帰を希望しても職場に戻れなくなってしまう。

よって、国及び政府においては、こうした現状に鑑み、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

### 記

1. 生涯にわたって派遣で働かざるを得ない若者を増やす労働者派遣法の改正、過重な長時間労働と過労死を招く残業代ゼロの推進、お金さえ払えば不当解雇できる解雇の金銭解決制度の導入など、労働法制の改悪を行わず、雇用の安定を図ること。
2. 正社員と派遣労働者との待遇格差を是正するため、同一労働同一賃金を推進すること。
3. 過労死等防止対策推進法に基づき、過労死防止施策を総合的に推進すること。
4. 労働時間の上限規制など、長時間労働是正のための実効性ある対策を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

## 人間らしく働ける労働法制の確立を求める意見書（案）

【共産党提案】

派遣、パートなど不安定な非正規労働者が全労働者人口の4割を超え、実質賃金のマイナスが23カ月続くなど労働者を取り巻く劣悪な労働環境の中、さらに正社員をから非正規社員への置きかえが進められている。

こうしたもとで政府は労働者派遣法を改悪して、全ての業務で派遣期間の制限を撤廃し、人を入れかえれば同じ部署でずっと派遣労働者を使える仕組みをつくろうとしている。そして「派遣切り」を行う派遣先企業に対し雇用を守る義務を全く課さないこととするのが、この法案である。そもそも派遣労働はサービス業だけに限られていたが、労働法制の規制緩和が繰り返し行われてきた中で、低賃金で不安定な非正規雇用が広がられてきた。

また、世界でも異常なほど残業時間が長く過労死が増え続けている日本において、政府は時間ではなく成果で評価する新たな労働制度として労働時間規制をなくし、どれだけ残業をさせても残業代を払わなくてもよいとする「高度プロフェッショナル制度」の創設により、法定労働時間・時間外労働の考え方を完全に放棄し、残業という概念をなくしてしまおうとしている。

大臣告示も守らず、過労死ラインを超える長時間労働をすすめる大企業にこんな法律を与えれば、長時間労働に歯止めがきかなくなることは明らかである。国際社会は、今日、ディーセント・ワーク（人間らしい労働）の実現を各国政府に呼びかけており、日本においても労働者をもののように扱い、使い捨てにする社会でなく、人間らしく、健康で家庭も大切にできる労働条件、労働環境をつくることが求められている。

よって、国及び政府においては、人間らしく働ける労働法制の確立のため、下記の事項に早急に取り組むことを強く求めるものである。

### 記

1. 派遣労働を臨時的・一時的業務に厳格に制限し、派遣受け入れ期間の上限は1年とするなど正社員化をすすめ、派遣先の正社員との均等待遇とすることや常用代替を規制する「派遣労働者保護法」を制定すること。
2. 労働基準法を抜本的に改正し、拘束8時間労働制とし、残業時間を1日2時間、月20時間、年120時間に制限し、深夜労働・交代制労働、過密労働を厳しく規制すること。
3. 有期雇用は、臨時的・一時的業務、合理的な理由がある場合に限定し、賃金や有給休暇などの労働条件について正社員と均等待遇にするよう法改正すること。
4. 「同一労働、同一賃金」を原則とし、最低賃金の大幅引き上げ、地域間格差の縮小、全国一律最低賃金制の確立を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 低所得者の介護保険料軽減の早期充実を求める意見書（案）

【共産党提案】

介護保険が導入されて以降、経年とともに介護保険料が全国で上昇し続け、その負担が高齢者にとって非常に大きくなっている。こうした状況から、国は介護保険法の改正に伴う低所得者の保険料軽減対策として、第6期の介護保険料では、非課税世帯について、給付費の5割の公費負担とは別枠で公費を投入して最大7割軽減を行うこととし、低所得高齢者の保険料負担の軽減を強化するとした。

具体的には現行の第1、第2段階の保険料を標準額の0.5から0.3へ、特例第3段階を0.75から0.5へ、第3段階を0.75から0.7へと減額するというものである。

しかし、消費税の10%への増税が延期になると、財源が消費税であるという理由で、その大部分を平成29年度から先送りした。平成27年度から実施されたのは第1、第2段階（大津市の第1段階）の保険料のみをわずかに0.5から0.45へと減額しただけである。

低所得者の方々の負担感は、年金の削減や物価上昇などの影響もあり、より増大している。その上、介護保険法改正により、要支援のサービスの切り捨て、特別養護老人ホームへの入所制限に加え、本年8月からは、低所得者が施設を利用する場合に食費や居住費の負担を軽減する「補足給付」の縮小・打ち切りまでが実施されようとしており、低所得者の負担がますます増大することは明らかである。

政府は消費税増税分を全て社会保障に充てると説明したにもかかわらず、2015年度の消費税増税分のうち、実際に社会保障の充実にあてられるのはわずか16%に過ぎない。高齢者の暮らしをみれば、介護保険料の負担軽減については待ったなしの課題である。

よって、国及び政府においては、下記の事項について速やかに実施することを強く求めるものである。

### 記

1. 少なくとも本来国が示していた低所得者の介護保険料軽減措置を行うこと。
2. 自治体の介護保険事業に対する国庫負担の増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 集団的自衛権行使関連法案の撤回を求める意見書（案）

【共産党提案】

安倍政権は、本年5月14日、周辺事態法、武力攻撃事態法、国際平和協力法（PKO協力法）等の現行法10本を一括した平和安全法制整備法案と後方支援などを明記する新法、国際平和支援法案（以下併せて本法案）を閣議決定し、今通常国会に提出した。

本法案の問題点は極めて多岐にわたるが、次に指摘する点は特に重大であると考ええる。

第一は、アメリカが、世界のどこであれ、アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争に乗り出した際に、自衛隊が従来禁じられてきた戦闘地域での軍事支援（弾薬の補給、武器の輸送）を行うようになることである。政府は武力行使を行わない後方支援と言うが、明らかに自衛隊が現実には攻撃され、殺し殺される危険は高まる。

第二は、国際平和協力法（PKO協力法）改定案の問題である。

国連が統括しない活動にも形式上停戦合意があれば、戦乱が続いている地域での治安維持活動などに自衛隊を参加させられるようにしている。武器の使用も、自己保存のためのものだけでなく任務遂行のためのものも認めるなど格段に拡大され、3,500人も戦死者を出したアフガニスタンのISAF（国際治安支援部隊）などへの参加に道を開くものである。

第三は、これまでの政府の憲法解釈を根底から覆した武力攻撃事態法などの改定である。日本がどこからも攻撃されていない国際法上違法な先制攻撃の戦争でも集団的自衛権を発動し、アメリカの戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力の行使を行うことになる。

安倍首相は、本法案の閣議決定後の記者会見で「アメリカの戦争に巻き込まれることは絶対にあり得ない」「戦争法案などといった無責任なレッテル貼りは全くの誤り」と述べているが、本法案はいくら平和の言葉で粉飾しようが、アメリカが世界で行う戦争に際し、いつでも、どこでも、どんな戦争でも、自衛隊が支援・参加する法案であり、自衛隊員が殺し殺される危険は格段に高まることは明らかである。

安倍首相は本法案の閣議決定に先だって、アメリカと新ガイドライン（日米防衛協力のための指針）を交わし、法案の内容を実行することをアメリカに全面的に誓約し、アメリカ議会の演説において本法案を「この夏までに成就させる」とアメリカに誓約した。

各種の世論調査では、過半数を超える国民が今通常国会での成立に反対しており、広く国民の理解が得られたと言える状況にはない。国のあり方を左右する重要案件の決定に際して、国会での議論も、国民への説明もないままにアメリカに事前に誓約するというのは、日本の独立と主権をないがしろにするもので、断じて許されるものではない。

さらに、憲法改正手続を踏むこともなく憲法の実質的改定をしようとするものとして国民主権の基本原理にも反する。

よって、国及び政府に対し、集団的自衛権行使関連法案の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



## 農協法改正案の撤回を求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は、農協改革は農家の所得を増大させるためだとしているが、農業協同組合と農地利用のあり方を大きく変え、家族経営を基本にした日本の農業と農村の将来に重大な禍根を残しかねない。

農協法改正案の特徴の一つは、農協の目的から「営利を目的としてその事業を行ってはならない」との規定を削除し、「事業の的確な遂行により高い収益性を実現」（第7条）すると営利を強調していることである。農協が農業者の協同組合として、「農業所得の増大に最大限の配慮」、「経営の健全性を確保」するなどは当然だが、農業者の協同・共生よりも営利を目的にすればそれが実現するというものではない。

むしろ営利の最優先は、農産物を安く買って高く売る、生産資材も安く仕入れて高く売るなど営利企業と同じ行動をとらせ、もうからない、もうけの少ない事業や産地を切り捨てることにもつながる。組合員も、大規模経営や法人などを優遇することにならざるを得ない。また、法案は農協組織が株式会社などになれる条項を設けており、これも農外企業の横暴に協同して立ち向かう農協の目的と性格を変えてしまう規定である。

さらに法案では、全国組織の全国農業協同組合中央会（JA全中）や各都道府県の農協中央会制度を廃止するとしている。JA全中による系統組織や総合農協に対する指導・監査の機能をなくし、「単協の援助に徹してもらおう」と言うが、農協界の意見集約や全国的に統一した行動ができなくなる。

農協はもともと農業者の自主的な協同組合であり、農協の改善・改革が必要な場合も、組合員、役職員が十分議論して行うべきものである。しかし今回の改革は規制改革会議などの財界が主導した政府の方針を、安倍首相と自民党が脅迫的にJA全中にのませたもので、農協法改正による強権的な改革は、組合員が主体であるべき農協への政権の乱暴な介入と言わざるを得ない。

そして農業者の地位の向上という目的を外して公選制と農業者の議会としての性格をなくす農業委員会法の改定、企業の農地所有を大幅に広げる農業生産法人の要件拡大など、自ら耕す者を主体に行ってきた農地の管理・利用に農外からの支配を強める中身も盛り込まれている。これは安倍政権が目指す企業がもっとも活躍できる国づくりの農業版であり、財界の要求に沿ったものである。農業の所得増大や農業生産の拡大を目指すなら農協や地域に定着した家族農業とその協同（農業生産法人含む）の努力こそ大事にすべきで、農協改革の押し付けでなく、農業者の立場に立った、農協の組合員、役職員の徹底した論議と自主的努力をこそ尊重することが重要である。

よって国及び政府に対し、農協法改正案を直ちに撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## オスプレイ購入及び配備の撤回を求める意見書（案）

【共産党提案】

米国防総省は5月5日、垂直離着陸機V22Bオスプレイ17機と関連装備を日本に売却する方針を決め、米議会に通知した。同省の国防安全保障協力局によると、価格は推定で1機あたり約212億円であり、総計約3,600億円となる。これは2015年度の国の社会保障予算削減分である3,900億円の匹敵する金額である。

その直後の5月17日（日本時間18日）、米海兵隊のMV22オスプレイがハワイでの訓練中に着陸を失敗、機体は炎上し、乗組員2人が死亡するという大惨事を起こした。そもそもオスプレイは開発段階から事故が相次ぎ、米国が沖縄・普天間基地へのオスプレイ配備を発表した2011年6月以降も重大事故が続いている。こうした状況にもかかわらず日米両政府は、これらの事故はいずれも人為的ミスによるものであり、機体の安全性に問題はないと断定し、普天間基地への配備を強行している。今回の事故においても米軍自身がまだ事故原因を明らかにしていないにもかかわらず、日本政府はオスプレイは安全であると一方的に断定し、米空軍横田基地や佐賀空港への自衛隊オスプレイの配備を予定どおり強行しようとしている。

昨年10月の和歌山県の防災訓練においても、オスプレイのエンジン排気熱により離陸地の芝生で火災が発生し、消防団が消火活動にあたっている。その他、2013年6月、米ノースカロライナ州でも地表の草から火災が発生し機体に延焼する最も重大なクラスAの事故を起こし、大地震のあったネパールの救援活動では民家の屋根を吹き飛ばす被害を出している。防衛省の深山延暁運用企画局長は「(オスプレイは) 下降気流により直下では非常に強い風が起るため、救助に難しさがあった」と認めている。

このように、オスプレイの配備拡大は、基地負担の増大が避けられないのみならず、非常に危険な訓練が行われることによって、住民の命と安全を脅かすことは明白である。

よって、国及び政府においては、沖縄に配備されている24機の運用停止及び新たな配備計画を即時停止するよう米政府に求めること、並びに日本政府による購入を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 福井地方裁判所の仮処分決定に従い高浜原発3号機・4号機の再稼働の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

今年4月14日に、関西電力が再稼働を進めている福井県の高浜原発3・4号機について、福井地方裁判所が再稼働を差し止める仮処分決定を行った。高浜原子力発電所3・4号機は原子力規制委員会の審査で適合とされているが、福井地方裁判所は安全性が確保できないと判断したものである。

高浜原発3・4号機は、九州電力川内原発1・2号機に続いて、原子力規制委員会が東京電力福島第1原発事故後に策定した基準に基づき審査を行っていたもので、今年2月に適合と認めていた。仮処分申請は事態が差し迫っている場合に出されるものであり、福井地方裁判所の再稼働差し止めの仮処分決定はきわめて重い。

福井地裁は昨年5月、同じ福井県内の関西電力大飯原発3・4号機について、安全性が確保されていないとし、運転を認めない判決を言い渡している。東京電力福島第1原発事故が示したように、原発事故は人命や身体、生活基盤に重大な被害を及ぼすものであり、国民の人格権が侵害される場合はその侵害行為の差し止めを求めるのは当然であると断言したことは、文字どおり司法の見解が示されたことになり、仮処分決定が取り消されない限り、再稼働はできない。福井地方裁判所が今回の仮処分決定で「原発の新規制基準は緩やかに過ぎ、適合しても安全性は確保されない。新基準は合理性に欠く」と指摘したのは重要である。もともと原子力規制委員会による審査は、放射性物質が外部に漏れ出す重大事故を想定しながら、住民の避難計画は審査対象外とするなど欠陥だらけである。

よって、国、政府及び原子力規制委員会においては、福井地方裁判所の指摘を真摯に受け止め、直ちに高浜原発3号機・4号機の再稼働を断念することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 地方債の公的資金補償金免除繰上償還制度の措置を求める意見書（案）

【清正、みんな提案】

地方財政法附則第33条の9の規定に基づく年利5%以上の旧資金運用部資金若しくは旧簡易生命保険資金又は旧公営企業金融公庫資金の繰上償還については、地方財政の早期健全化や自主的な行財政改革の推進を目的として平成19年度と平成22年度に実施され、本市では平成19年度に財政健全化計画に対する総務大臣及び財務大臣の承認を受け、地方債の繰上償還を行ったところである。しかしながら、依然として現在の金利情勢に比べて高い利率で借り入れた地方債が存在し、本市の財政負担の抑制を阻害する要因となっている。

また、本市企業局ではガス事業を行っている。国が政策的に進める平成29年4月からのガスの小売全面自由化を見据え、財務体質を少しでも強化するためには、ガス事業に係る特別会計に属する地方債を繰上償還することが有効であるが、補償金免除による繰上償還の対象となる公営企業債は、水道事業、工業用水道事業、都市高速鉄道事業、下水道事業又は病院事業に係る特別会計に属する地方債とされており、ガス事業に係る特別会計に属する地方債はそもそも対象とされていない。

よって、国及び政府においては、地方分権及び地方創生の趣旨も踏まえ、地方財政を圧迫している高金利の公債費負担の軽減がなされるよう、下記の対策を加えた公的資金補償金免除繰上償還制度を速やかに措置されるよう強く要望する。

### 記

1. 繰上償還の対象となる普通会計債及び公営企業債について、基準となる当該団体の実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、財政力指数又は資本費の値を緩和すること。
2. 繰上償還の対象となる普通会計債及び公営企業債について、年利5%未満の残債も対象とすること。
3. 繰上償還の対象となる公営企業債について、ガス事業に係る特別会計に属する地方債も対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。